

賃上げしやすい環境の整備に取り組む事業主の皆様へ

年収の壁を超えて、働ける職場づくり

キャリアアップ助成金 おすすめ4選!

年収の壁への対応は

年収の壁への対応として、中小企業・小規模事業者も含め賃上げしやすい環境の整備に取り組むとともに、**短時間労働者の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境を整備することが重要**です。

こうした取組によって、短時間労働者の**キャリアアップ**、**処遇改善**のみならず、**人手不足への対応**にもつながります。

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の活用

3つのメニュー

社会保険適用時
処遇改善コース

詳しくは
QRコード



①手当等支給メニュー

②労働時間延長メニュー

③併用メニュー

※1年目に①の取組を行い、
2年目に②の取組を行う場合

社会保険の被保険者の要件を満たす方

- 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上*¹である事業所の場合
週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で、学生ではない者
- 100人以下*²の事業所の場合
週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者

※令和6年10月からは、51人以上(*¹)50人以下(*²)となります。
お早めの活用・検討をおすすめします。

【社会保険適用時処遇改善コース】

1 手当等支給メニュー

手当等により社会保険料負担分を補う場合には、こちら!



新たに社会保険適用させる際に、一時的な手当の支給等により労働者の収入を増加させます。

(例)

適用1年目、2年目は、賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の15%を一時的な手当「**社会保険適用促進手当**」で支給します。

適用3年目に基本給を18%以上増額させます。

「社会保険適用促進手当」は

- 社会保険料の算定から除外される手当です。
- 就業規則に規定する必要があります。
- 標準報酬月額10.4万円以下の者が対象です。

	要件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	①賃金(標準報酬月額・標準賞与額)の15%以上分を労働者に追加支給すること(社会保険適用促進手当など)	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	②賃金の15%以上分を労働者に追加支給する(社会保険適用促進手当など)とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③賃金(基本給)の18%以上を増額させていること(労働時間の延長との組み合わせも可能)		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)

【社会保険適用時処遇改善コース】

2 労働時間延長メニュー

賃金バランスを変えずに、社会保険料負担分を補う場合には、週4時間以上の労働時間の延長を!



	週所定労働時間の延長	賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
②	3時間以上 4時間未満	+ 5%以上		
③	2時間以上 3時間未満	10%以上		
④	1時間以上 2時間未満	15%以上		

社会保険加入と同時に左表のとおり週所定労働時間を延長等して6か月を経過すると、本助成金の支給要件を満たします。

労働者に分かりやすいメニューで、**労働者全体の賃金バランス**を損なわないことも可能です。

なお、左表②～④の場合の「賃金の増額」は、基本給によります。



福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

裏面もご覧ください

キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」の活用

おすすめ！「キャリアアップ助成金」処遇改善支援

3 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

	1人当たり助成額	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5千円
大企業	3万3千円	4万3千円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は、100人です。

基本給をアップする場合、労働時間の延長を組せることにより新たに社会保険適用となる労働者は「社会保険適用時処遇改善コース労働時間延長メニュー」の対象となります！

- 賃金規定の他「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
- 一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合は、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

2 労働時間延長メニュー

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の活用

おすすめ！「キャリアアップ助成金」正社員化支援

4 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成金を支給。令和5年11月29日以降、拡充されました。

本助成金における正社員化の要件

賃金の額または計算方法が「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者

転換

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正規雇用労働者への転換

	1人当たり助成額	
	有期雇用からの転換	無期雇用からの転換
中小企業	80万円	40万円
大企業	60万円	30万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は、20人です。

多様な正社員制度等の導入による

正社員化コースの加算措置

勤務地限定正社員制度、職務限定正社員制度又は短時間正社員制度を新たに規定し、多様な働き方の実現を！

詳しくは



措置内容	1人当たり加算額
派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5千円
正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	20万円（大企業15万円）
「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所当たり1回のみ）	40万円（大企業30万円）

注意事項

- 社会保険適用時処遇改善コースは、2026（令和8）年3月31日までに新たに社会保険に適用させた場合に限りです。
- 取組を開始する日の前日までにキャリアアップ計画を労働局に提出してください。
- 必ず最新の支給要領で要件をご確認ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

（フリーダイヤル・無料）0120-030-045
受付時間 平日 8:30～18:15

キャリアアップ計画書の提出先は福井労働局 職業安定部 助成金センターです

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の福井労働局 職業安定部 助成金センターまでお問い合わせください。

☎0776-22-2683（受付時間/平日8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

